【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年8月23日提出
【計算期間】	第35期(自 2017年11月29日至 2018年5月28日)
【ファンド名】	米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース 米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼執行役社長 渡邊　国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

○米国NASDAQオープンは、2本のスイッチング可能なファンドから構成されています。

○米国のNasdaq上場株式を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。

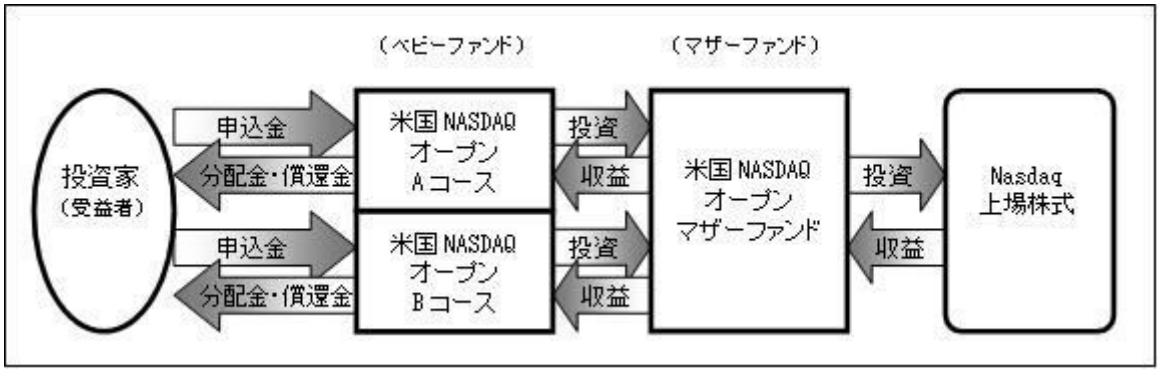
○Aコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

○Bコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※各ファンドは、「米国NASDAQオープンマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

《ファミリーファンド方式について》

各ファンドは「米国NASDAQオープンマザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用を行ないます。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、『第1　ファンドの状況　2 投資方針　(参考)マザーファンドの概要』をご参照ください。
※各ファンドは、マザーファンドの他に、株式に直接投資する場合があります。
※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(米国NASDAQオープンAコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ) なし

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

(米国NASDAQオープンBコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産 （　）
	内　外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			（　）
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
（　）		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産	（　）	アフリカ		
(投資信託証券				
(株式 一般))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
（　）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

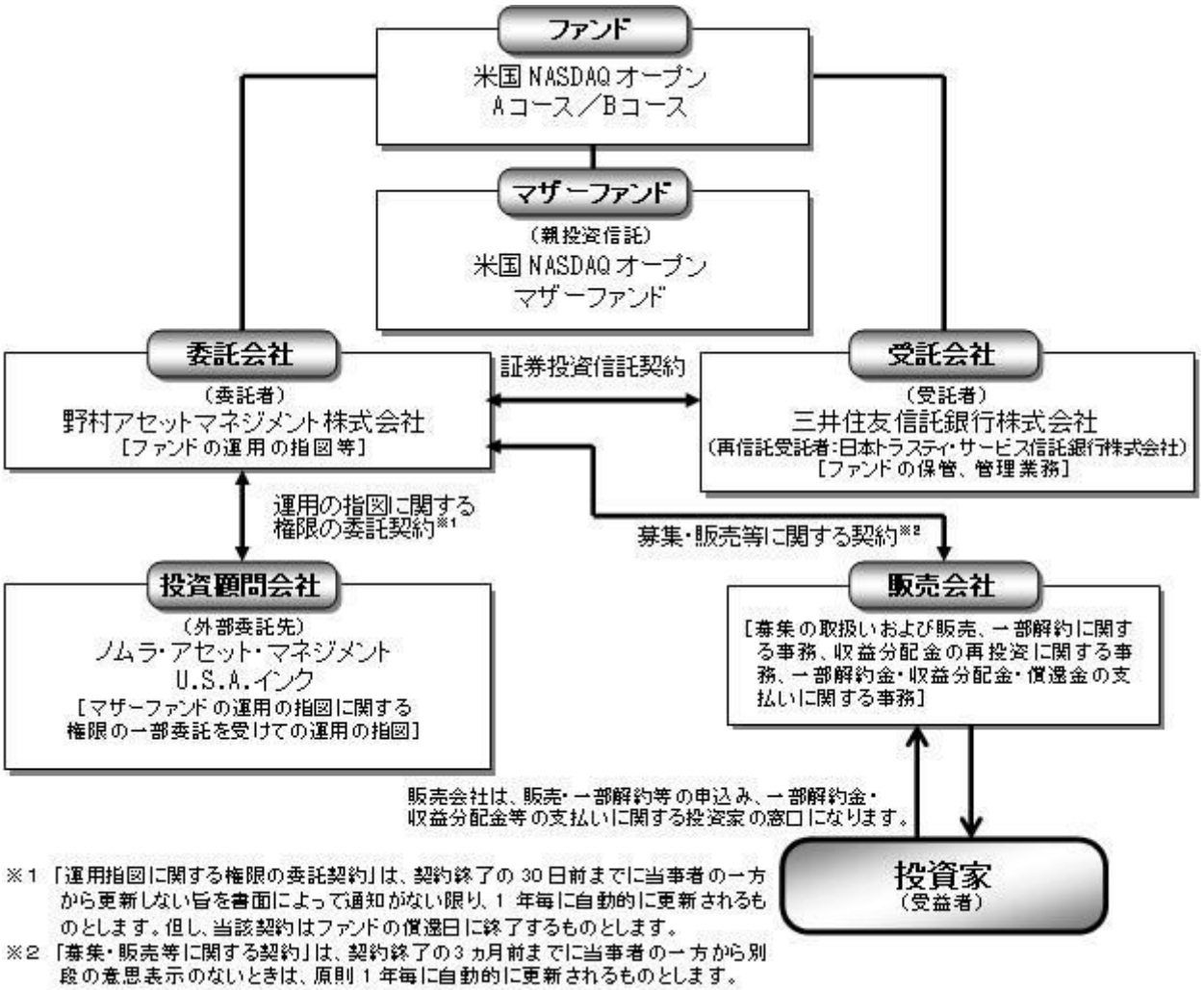
［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］
(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

［特殊型］
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2000年11月29日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】



※１「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、１年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※２「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

■委託会社の概況(2018年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日	**野村證券投資信託委託株式会社として設立**
1997年10月１日	**投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更**
2000年11月１日	**野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更**
2003年6月27日	**委員会等設置会社へ移行**

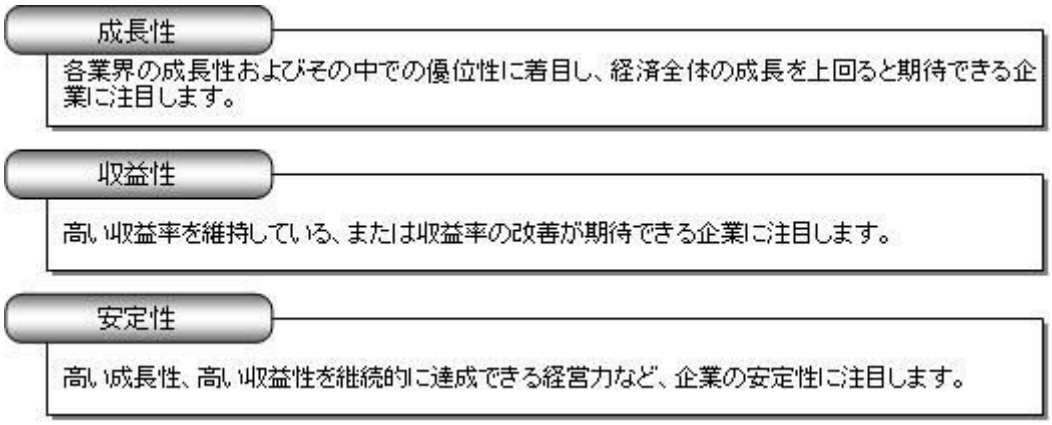
・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	5,150,693株	100%

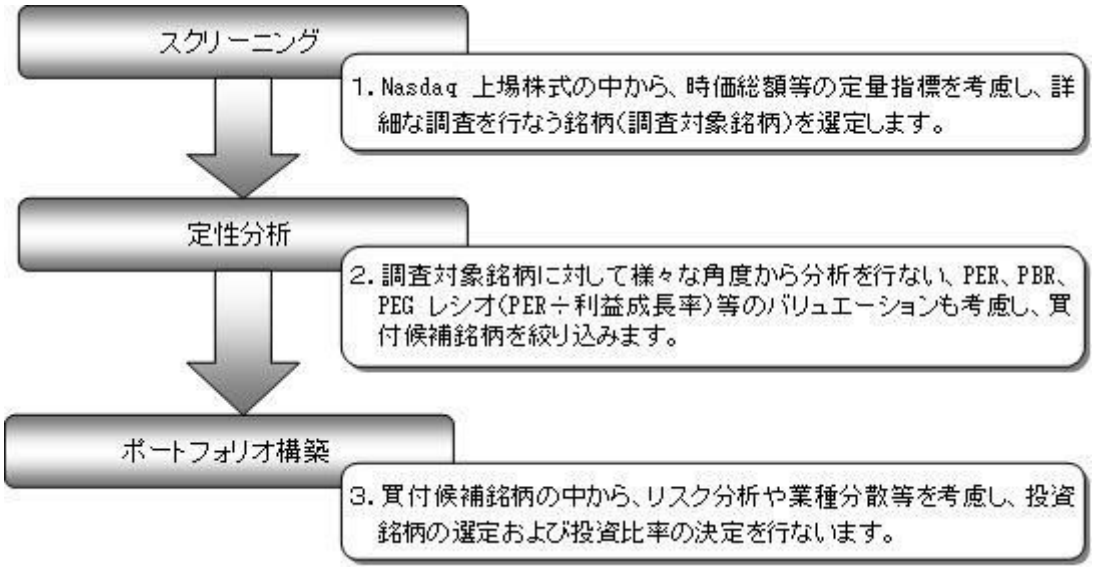
2【投資方針】

（1）【投資方針】

[1] 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資することを基本とします。



◆上記の視点に基づき、当面は以下のプロセスに沿ってポートフォリオを構築します。



※株式の実質組入比率は高位を保つことを基本としますが、投資対象市場が休場等の場合は組入比率を一時的に引き下げる場合があります。

[2] 為替ヘッジについて異なる２本のベビーファンドがあります。



[3] Nasdaq総合指数をベンチマークとします。

◆各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	Nasdaq総合指数（円ヘッジベース）※1
Bコース	Nasdaq総合指数（円換算ベース）※2

※1「Nasdaq総合指数（円ヘッジベース）」は、Nasdaq Composite Index*（USドルベース）をもとに、野村アセットマネジメントが独自にヘッジコストを考慮して円換算した指数です。

※2「Nasdaq総合指数（円換算ベース）」は、Nasdaq Composite Index*（USドルベース）をもとに、野村アセットマネジメントが独自に円換算した指数です。

＊Nasdaq Composite Indexは、米国のNasdaq市場で取引されている全ての株式を対象とした時価総額加重方式の株価指数です。

[4] 委託会社の米国現地法人に、米国株式の運用の指図に関する権限を委託します。

◆マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.（ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク、委託会社の米国現地法人）に米国株式の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたって、ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、委託会社より、情報の提供およびアドバイスを受けます。

◆ 委託する範囲	： 米国株式の運用
◆ 委託先名称	： NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. （ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク）
◆ 委託先所在地	： 米国　ニューヨーク州　ニューヨーク市
◆ 委託に係る費用	： 「米国NASDAQオープンマザーファンド」の信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年0.15%の率を乗じて得た額とし、「Aコース」および「Bコース」の委託者が受ける報酬から支払うものとします。当該報酬は「Aコース」および「Bコース」の信託報酬支払いのときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支払いは行ないません。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

米国のNasdaq上場株式を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは「米国NASDAQオープンマザーファンド」への投資を通じて、実質的にNasdaq上場株式に投資を行ないます。なお、株式に直接投資する場合もあります。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

①有価証券の指図範囲（約款第20条第1項）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国NASDAQオープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. **株券または新株引受権証書**
2. **国債証券**
3. **地方債証券**
4. **特別の法律により法人の発行する債券**
5. **社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）**
6. **特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）**
7. **特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）**
8. **協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）**
9. **特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）**
10. **コマーシャル・ペーパー**
11. **新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券**
12. **外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの**
13. **証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）**
14. **投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）**
15. **外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）**
16. **預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）**
17. **外国法人が発行する譲渡性預金証書**
18. **貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの**
19. **外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの**
20. **指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）**
21. **抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）**

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲（約款第20条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

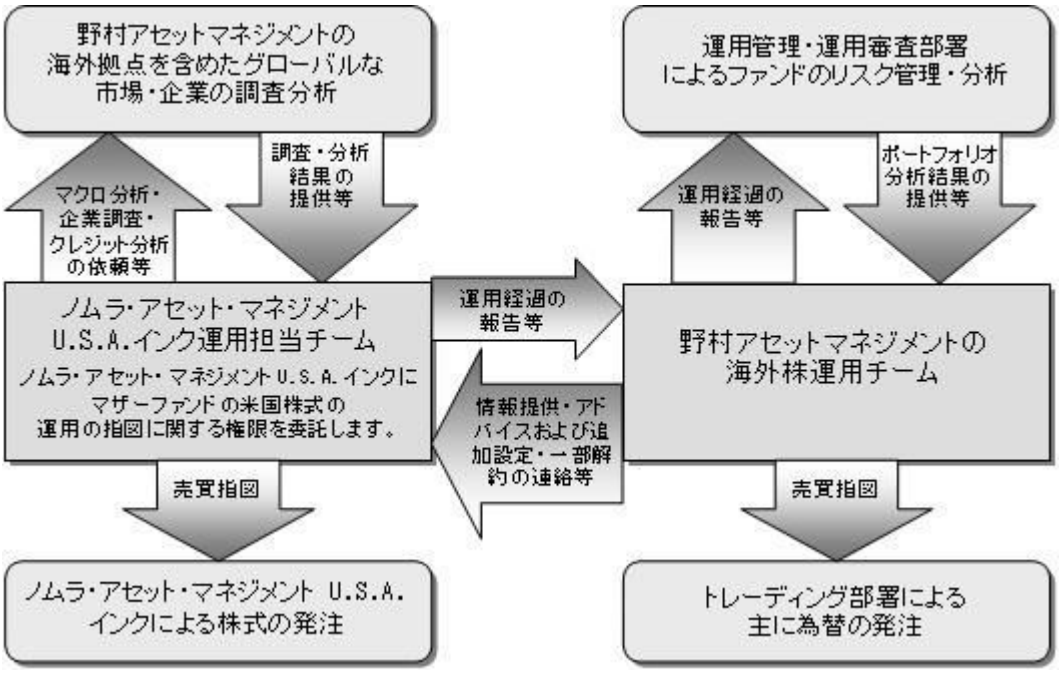
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象①有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

1.先物取引等
2.スワップ取引

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

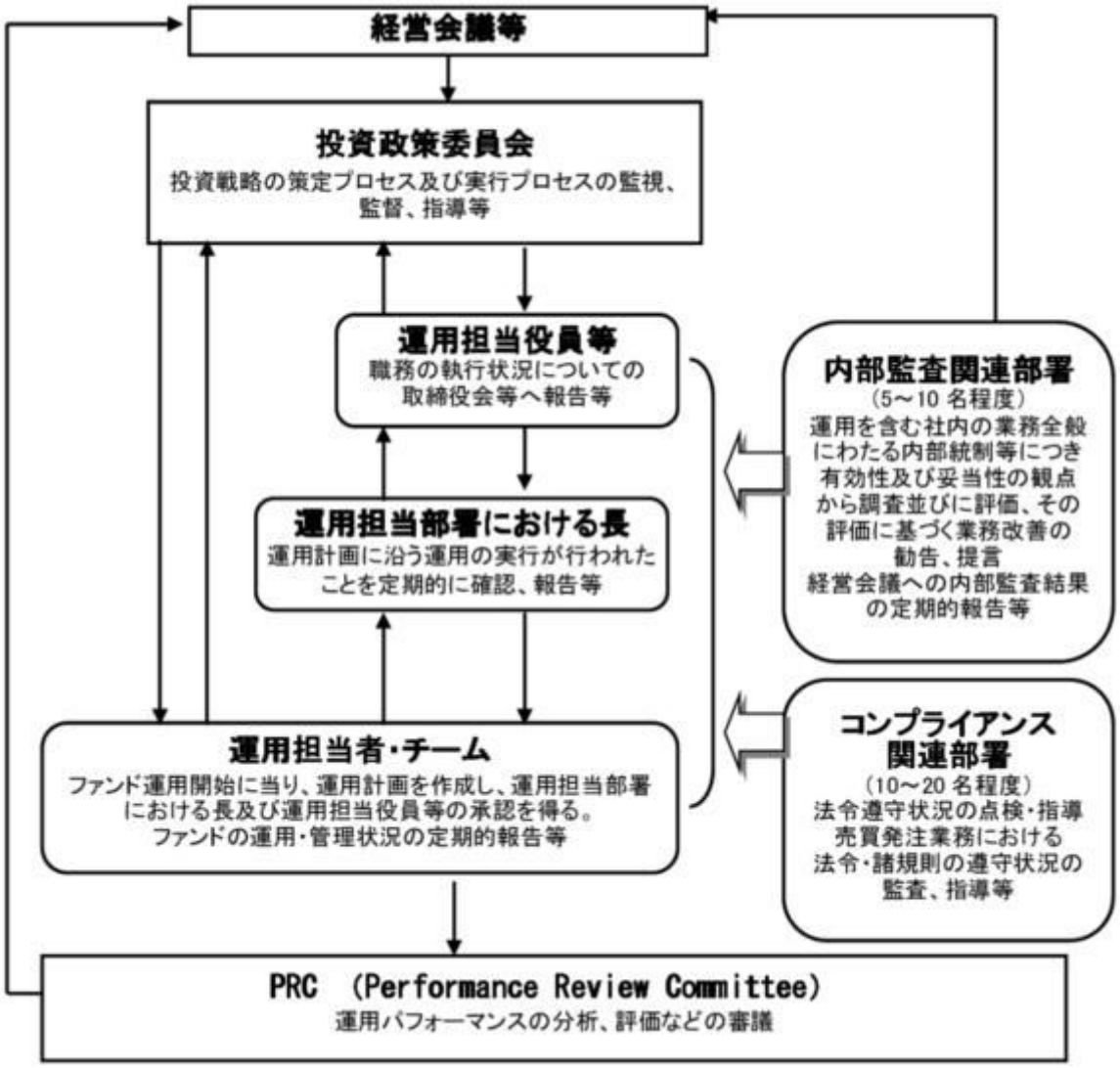


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年２回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年5月および11月の各28日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

◆各ファンドに共通

①外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限）

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑤投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第26条）

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合

計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第27条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv)上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の

総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧投資する株式等の範囲（約款第22条）

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑫信用取引の指図範囲（約款第25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きま

す。）の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第29条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図（約款第31条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ⅱ)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ（約款第40条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に

従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)マザーファンドの概要

「米国NASDAQオープンマザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、米国のNASDAQ上場株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

米国のNASDAQ上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資することを基本とします。

② 株式の組入比率は高位を保つことを基本としますが、投資対象市場が休場等の場合は組入比率を一時的に引き下げる場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑤ NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.に当ファンドの米国株式の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と

します。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチ

マークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドは、The Nasdaq Stock Market, Inc.（以下、その関係会社とともに「ナスダック」といいます。）によって発行、承認、販売または販促されるものではありません。ナスダックはファンドの合法性または適格性、およびファンドに関連する記述および開示の正確性または充足性について保証するものではありません。

ナスダックは、ファンドの受益者または公衆一般のいかなる者に対しても、証券一般またはファンドへの投資について推奨するものでなく、Nasdaq Composite(R)が一般的な株式市況に追随することについて、明示的または黙示的に表明もしくは担保するものでもありません。

ナスダックと野村アセットマネジメント株式会社（以下「被許諾者」といいます。）との関係は、Nasdaq Composite(R)およびNasdaq(R)の登録商標またはサービスマーク、およびナスダックの商号について使用を許諾すること、および被許諾者やファンドとは無関係にナスダックが決定し、構築し、計算するNasdaq Composite(R)の使用を許諾することに限られます。

ナスダックは、Nasdaq Composite(R)を決定し、構築し、計算するに当たっては、被許諾者またはファンドの受益者の必要性を考慮する義務はありません。

ナスダックは、発行されるファンドのタイミング、価格または数量の決定について、またはファンドを金銭に換価するための方程式の決定や計算について責任を負わず、またこれに関与しません。

ナスダックは、ファンドの管理、販売、取引に関連していかなる責任を負うこともありません。

ナスダックは、Nasdaq Composite(R)とそれに含まれるデータの正確性と一貫性を保証するものではありません。ナスダックは、被許諾者、ファンドの受益者、その他いかなる者に対しても、Nasdaq Composite(R)とそれに含まれるデータの使用から得られる結果について、明示的または黙示的に担保するものではありません。

ナスダックは、Nasdaq Composite(R)とそれに含まれるデータに関して、特定の目的や使用への適合性を明示的または黙示的に担保するものではなく、そのような担保を明示的に排除するものです。

上記の規定を制限することなく、ナスダックは、逸失利益について、または特別、付随的、懲罰的、間接的、結果的な損害賠償について通知されたとしても、このような損害賠償については、いかなる責任も負いません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

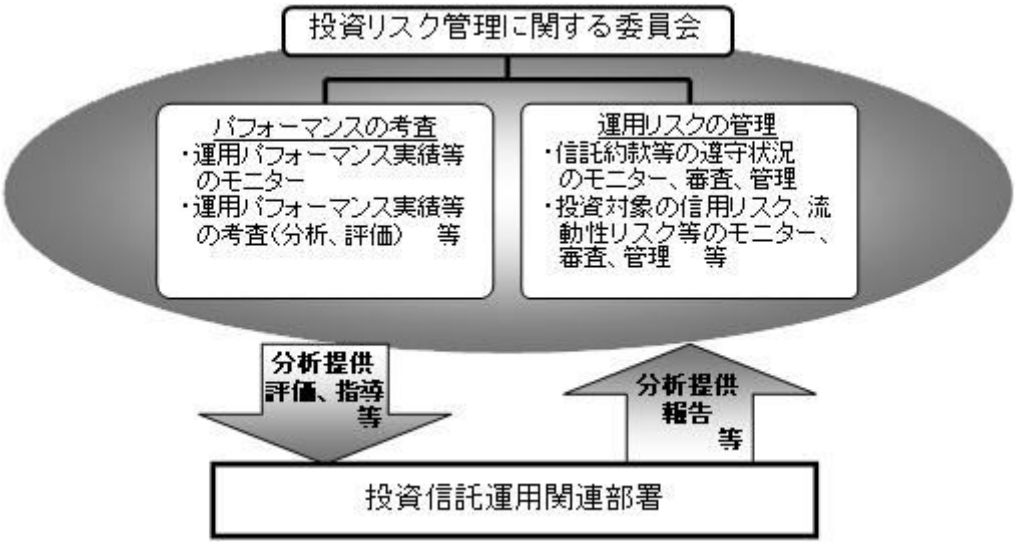
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

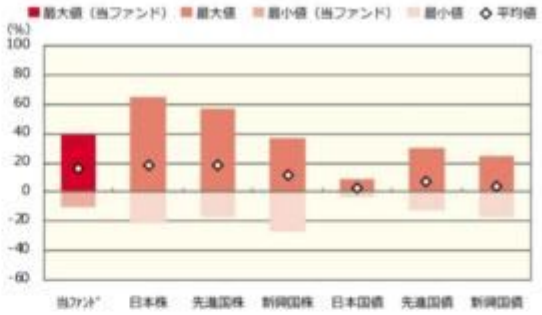
リスクの定量的比較（2013年7月末～2018年6月末：月次）

Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**39.0**	65.0	57.1	37.2	9.3	30.4	24.1
最小値（%）	**△ 10.5**	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値（%）	**16.0**	18.1	18.2	11.7	2.2	6.7	4.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013 年 7 月末を 10,000 として指数化しております。
＊年間騰落率は、2013 年 7 月から 2018 年 6 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。

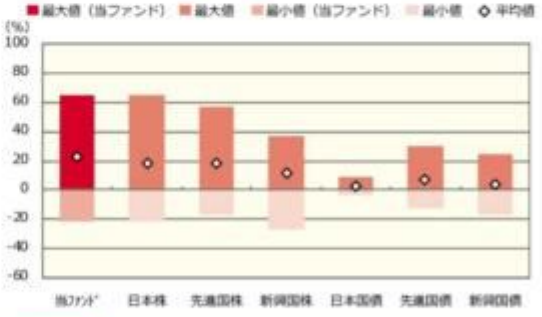
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2013 年 7 月から 2018 年 6 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**65.1**	65.0	57.1	37.2	9.3	30.4	24.1
最小値（%）	**△ 21.9**	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値（%）	**23.1**	18.1	18.2	11.7	2.2	6.7	4.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013 年 7 月末を 10,000 として指数化しております。
＊年間騰落率は、2013 年 7 月から 2018 年 6 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2013 年 7 月から 2018 年 6 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
○日本国債：NOMURA-BPI 国債
○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は雑かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合にはこの場合の申込手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の166.32(税抜年10,000分の154)の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者の配分については「米国NASDAQオープンAコース」、「米国NASDAQオープンBコース」合算の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

＜純資産総額*＞	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
250億円以下の部分	年10,000分の74	年10,000分の70	年10,000分の10
250億円超500億円以下の部分	年10,000分の76	年10,000分の70	年10,000分の8
500億円超750億円以下の部分	年10,000分の78	年10,000分の70	年10,000分の6
750億円超の部分	年10,000分の79	年10,000分の70	年10,000分の5

＊「米国NASDAQオープンAコース」、「米国NASDAQオープンBコース」合算の純資産総額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、「米国NASDAQオープンマザーファンド」の投資顧問会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.（ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク）が受ける報酬は、「米国NASDAQオープンマザーファンド」の信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年0.15%の率を乗じて得た額とし、「Aコース」および「Bコース」の委託者が受ける報酬から支払うものとします。当該報酬は「Aコース」および「Bコース」の信託報酬支払いのときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支払いは行ないません。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》

・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

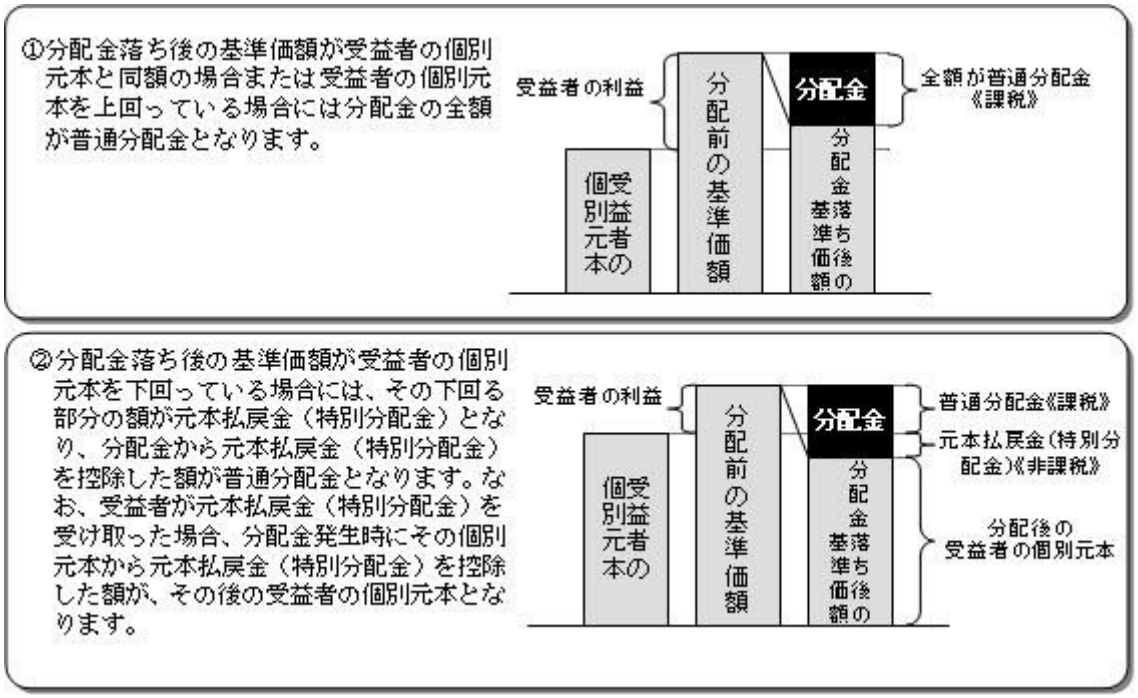
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2018年6月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年6月29日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,956,283,864	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	6,100,935	0.20
合計（純資産総額）		2,962,384,799	100.00

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	5,860,475,995	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	11,747,949	0.20
合計（純資産総額）		5,872,223,944	100.00

（参考）米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	8,367,175,297	94.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	449,676,262	5.10
合計（純資産総額）		8,816,851,559	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド	1,373,865,538	2.1203	2,913,022,845	2.1518	2,956,283,864	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	99.79
合　　計	99.79

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド	2,723,522,630	2.1127	5,754,038,319	2.1518	5,860,475,995	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	99.79
合　　計	99.79

（参考）米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）

1	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	3,800	132,187.04	502,310,783	188,078.28	714,697,475	8.10
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	63,800	9,270.98	591,489,149	10,902.56	695,583,341	7.88
3	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	31,500	19,243.90	606,183,121	20,505.17	645,912,855	7.32
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インターネットソフトウェア・サービス	4,600	118,499.98	545,099,933	124,554.26	572,949,602	6.49
5	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	23,000	20,288.37	466,632,584	21,691.26	498,899,077	5.65
6	アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・用品	6,600	44,624.99	294,524,986	53,469.30	352,897,402	4.00
7	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	60,000	5,278.71	316,722,635	5,444.09	326,645,700	3.70
8	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	11,800	23,671.03	279,318,220	26,624.66	314,171,040	3.56
9	アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC.	ソフトウェア	9,600	20,449.90	196,319,040	26,508.59	254,482,535	2.88
10	アメリカ	株式	ROSS STORES INC	専門小売り	24,000	7,884.81	189,235,637	9,406.95	225,766,896	2.56
11	アメリカ	株式	NETFLIX INC	インターネット販売・通信販売	5,000	20,629.43	103,147,195	43,709.72	218,548,634	2.47
12	アメリカ	株式	CME GROUP INC	資本市場	11,800	15,704.41	185,312,130	18,113.08	213,734,396	2.42
13	アメリカ	株式	AMGEN INC	バイオテクノロジー	9,600	18,759.74	180,093,537	20,266.40	194,557,475	2.20
14	アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	インターネットソフトウェア・サービス	5,800	30,135.41	174,785,406	32,808.27	190,287,978	2.15
15	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	6,700	31,461.89	210,794,695	27,071.24	181,377,348	2.05
16	アメリカ	株式	ELECTRONIC ARTS	ソフトウェア	11,500	11,826.67	136,006,758	15,545.24	178,770,262	2.02
17	アメリカ	株式	FIFTH THIRD BANCORP	銀行	52,700	3,139.33	165,443,007	3,176.91	167,423,663	1.89
18	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	33,600	4,075.60	136,940,489	4,746.58	159,485,343	1.80
19	アメリカ	株式	NORTHERN TRUST CORP	資本市場	13,400	10,402.91	139,399,120	11,464.10	153,618,986	1.74
20	アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	情報技術サービス	16,800	8,604.43	144,554,485	9,117.33	153,171,299	1.73
21	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	食品・生活必需品小売り	5,700	20,665.57	117,793,775	23,070.80	131,503,579	1.49
22	アメリカ	株式	BIOGEN INC	バイオテクノロジー	4,100	34,458.63	141,280,400	31,918.42	130,865,542	1.48
23	アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア	18,200	4,623.88	84,154,766	6,903.22	125,638,659	1.42
24	アメリカ	株式	VERISK ANALYTICS INC	専門サービス	9,600	10,415.07	99,984,757	11,765.87	112,952,425	1.28
25	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	インターネット販売・通信販売	500	194,926.23	97,463,118	223,234.42	111,617,212	1.26
26	アメリカ	株式	CBOE GLOBAL MARKETS INC	資本市場	9,600	13,320.07	127,872,672	11,475.15	110,161,511	1.24
27	アメリカ	株式	JD.COM INC-ADR	インターネット販売・通信販売	24,900	4,273.47	106,409,563	4,303.32	107,152,723	1.21

28	アメリカ	株式	SPLUNK INC	ソフトウェア	9,600	9,074.22	87,112,595	10,853.92	104,197,657	1.18
29	アメリカ	株式	HASBRO INC	レジャー用品	9,600	10,357.59	99,432,941	10,170.78	97,639,540	1.10
30	アメリカ	株式	AKAMAI TECHNOLOGIES	インターネットソフトウェア・サービス	12,000	6,118.38	73,420,668	8,011.93	96,143,270	1.09

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	商社・流通業	1.01
		自動車部品	0.95
		レジャー用品	1.10
		ホテル・レストラン・レジャー	0.78
		インターネット販売・通信販売	13.06
		専門小売り	3.43
		食品・生活必需品小売り	1.49
		飲料	1.02
		ヘルスケア機器・用品	4.86
		バイオテクノロジー	4.40
		銀行	1.89
		インターネットソフトウェア・サービス	15.40
		情報技術サービス	1.73
		ソフトウェア	17.17
		通信機器	1.80
		コンピュータ・周辺機器	7.32
		半導体・半導体製造装置	10.70
		資本市場	5.41
		専門サービス	1.28
合　　計			94.89

②【投資不動産物件】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

該当事項はありません。

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

該当事項はありません。

（参考）米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

該当事項はありません。

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

該当事項はありません。

（参考）米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

2018年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間 (2008年11月28日)	2,119	2,119	0.2738	0.2738
第17計算期間 (2009年 5月28日)	2,265	2,265	0.3104	0.3104
第18計算期間 (2009年11月30日)	2,640	2,640	0.3877	0.3877
第19計算期間 (2010年 5月28日)	2,710	2,710	0.4272	0.4272
第20計算期間 (2010年11月29日)	2,750	2,750	0.5046	0.5046
第21計算期間 (2011年 5月30日)	3,079	3,079	0.5539	0.5539
第22計算期間 (2011年11月28日)	2,425	2,425	0.4737	0.4737
第23計算期間 (2012年 5月28日)	2,624	2,624	0.5657	0.5657
第24計算期間 (2012年11月28日)	2,664	2,664	0.5603	0.5603
第25計算期間 (2013年 5月28日)	2,751	2,751	0.6314	0.6314
第26計算期間 (2013年11月28日)	2,605	2,605	0.7418	0.7418
第27計算期間 (2014年 5月28日)	2,415	2,415	0.7533	0.7533
第28計算期間 (2014年11月28日)	2,502	2,502	0.8688	0.8688
第29計算期間 (2015年 5月28日)	2,445	2,445	0.9466	0.9466
第30計算期間 (2015年11月30日)	2,263	2,263	0.9268	0.9268
第31計算期間 (2016年 5月30日)	2,020	2,020	0.8679	0.8679
第32計算期間 (2016年11月28日)	1,979	1,979	0.9360	0.9360
第33計算期間 (2017年 5月29日)	2,846	2,854	1.0742	1.0772
第34計算期間 (2017年11月28日)	2,312	2,331	1.1843	1.1943

第35計算期間	(2018年 5月28日)	2,864	2,898	1.2686	1.2836
	2017年 6月末日	2,225	—	1.0586	—
	7月末日	2,256	—	1.0893	—
	8月末日	2,231	—	1.0877	—
	9月末日	2,214	—	1.1032	—
	10月末日	2,275	—	1.1513	—
	11月末日	2,288	—	1.1675	—
	12月末日	2,376	—	1.1872	—
	2018年 1月末日	2,568	—	1.2766	—
	2月末日	2,753	—	1.2707	—
	3月末日	2,737	—	1.2255	—
	4月末日	2,814	—	1.2411	—
	5月末日	2,890	—	1.2718	—
	6月末日	2,962	—	1.2778	—

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

2018年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間	(2008年11月28日)	2,062	2,062	0.2779	0.2779
第17計算期間	(2009年 5月28日)	2,236	2,236	0.3177	0.3177
第18計算期間	(2009年11月30日)	2,489	2,489	0.3605	0.3605
第19計算期間	(2010年 5月28日)	2,718	2,718	0.4162	0.4162
第20計算期間	(2010年11月29日)	2,928	2,928	0.4547	0.4547
第21計算期間	(2011年 5月30日)	4,103	4,103	0.4804	0.4804
第22計算期間	(2011年11月28日)	3,365	3,365	0.3952	0.3952
第23計算期間	(2012年 5月28日)	3,376	3,376	0.4843	0.4843
第24計算期間	(2012年11月28日)	3,068	3,068	0.4958	0.4958
第25計算期間	(2013年 5月28日)	4,072	4,072	0.6867	0.6867
第26計算期間	(2013年11月28日)	4,986	4,986	0.8079	0.8079
第27計算期間	(2014年 5月28日)	6,204	6,204	0.8188	0.8188
第28計算期間	(2014年11月28日)	7,466	7,535	1.0807	1.0907
第29計算期間	(2015年 5月28日)	8,063	8,162	1.2156	1.2306
第30計算期間	(2015年11月30日)	7,360	7,423	1.1712	1.1812
第31計算期間	(2016年 5月30日)	5,980	5,980	0.9927	0.9927
第32計算期間	(2016年11月28日)	6,011	6,033	1.0868	1.0908
第33計算期間	(2017年 5月29日)	5,378	5,434	1.2412	1.2542
第34計算期間	(2017年11月28日)	5,338	5,417	1.3659	1.3859
第35計算期間	(2018年 5月28日)	5,601	5,697	1.4555	1.4805
	2017年 6月末日	5,307	—	1.2304	—

7月末日	5,247	—	1.2504	—
8月末日	5,143	—	1.2503	—
9月末日	5,254	—	1.2945	—
10月末日	5,336	—	1.3589	—
11月末日	5,347	—	1.3584	—
12月末日	5,605	—	1.3947	—
2018年 1月末日	5,799	—	1.4504	—
2月末日	5,720	—	1.4286	—
3月末日	5,326	—	1.3672	—
4月末日	5,555	—	1.4256	—
5月末日	5,629	—	1.4484	—
6月末日	5,872	—	1.4814	—

②【分配の推移】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第16計算期間	2008年 5月29日～2008年11月28日	0.0000円
第17計算期間	2008年11月29日～2009年 5月28日	0.0000円
第18計算期間	2009年 5月29日～2009年11月30日	0.0000円
第19計算期間	2009年12月 1日～2010年 5月28日	0.0000円
第20計算期間	2010年 5月29日～2010年11月29日	0.0000円
第21計算期間	2010年11月30日～2011年 5月30日	0.0000円
第22計算期間	2011年 5月31日～2011年11月28日	0.0000円
第23計算期間	2011年11月29日～2012年 5月28日	0.0000円
第24計算期間	2012年 5月29日～2012年11月28日	0.0000円
第25計算期間	2012年11月29日～2013年 5月28日	0.0000円
第26計算期間	2013年 5月29日～2013年11月28日	0.0000円
第27計算期間	2013年11月29日～2014年 5月28日	0.0000円
第28計算期間	2014年 5月29日～2014年11月28日	0.0000円
第29計算期間	2014年11月29日～2015年 5月28日	0.0000円
第30計算期間	2015年 5月29日～2015年11月30日	0.0000円
第31計算期間	2015年12月 1日～2016年 5月30日	0.0000円
第32計算期間	2016年 5月31日～2016年11月28日	0.0000円
第33計算期間	2016年11月29日～2017年 5月29日	0.0030円
第34計算期間	2017年 5月30日～2017年11月28日	0.0100円
第35計算期間	2017年11月29日～2018年 5月28日	0.0150円

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第16計算期間	2008年 5月29日～2008年11月28日	0.0000円
第17計算期間	2008年11月29日～2009年 5月28日	0.0000円
第18計算期間	2009年 5月29日～2009年11月30日	0.0000円
第19計算期間	2009年12月 1日～2010年 5月28日	0.0000円
第20計算期間	2010年 5月29日～2010年11月29日	0.0000円
第21計算期間	2010年11月30日～2011年 5月30日	0.0000円
第22計算期間	2011年 5月31日～2011年11月28日	0.0000円
第23計算期間	2011年11月29日～2012年 5月28日	0.0000円
第24計算期間	2012年 5月29日～2012年11月28日	0.0000円
第25計算期間	2012年11月29日～2013年 5月28日	0.0000円
第26計算期間	2013年 5月29日～2013年11月28日	0.0000円
第27計算期間	2013年11月29日～2014年 5月28日	0.0000円
第28計算期間	2014年 5月29日～2014年11月28日	0.0100円
第29計算期間	2014年11月29日～2015年 5月28日	0.0150円
第30計算期間	2015年 5月29日～2015年11月30日	0.0100円
第31計算期間	2015年12月 1日～2016年 5月30日	0.0000円
第32計算期間	2016年 5月31日～2016年11月28日	0.0040円
第33計算期間	2016年11月29日～2017年 5月29日	0.0130円
第34計算期間	2017年 5月30日～2017年11月28日	0.0200円
第35計算期間	2017年11月29日～2018年 5月28日	0.0250円

③【収益率の推移】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

	計算期間	収益率
第16計算期間	2008年 5月29日～2008年11月28日	△38.5%
第17計算期間	2008年11月29日～2009年 5月28日	13.4%
第18計算期間	2009年 5月29日～2009年11月30日	24.9%
第19計算期間	2009年12月 1日～2010年 5月28日	10.2%
第20計算期間	2010年 5月29日～2010年11月29日	18.1%
第21計算期間	2010年11月30日～2011年 5月30日	9.8%
第22計算期間	2011年 5月31日～2011年11月28日	△14.5%
第23計算期間	2011年11月29日～2012年 5月28日	19.4%
第24計算期間	2012年 5月29日～2012年11月28日	△1.0%
第25計算期間	2012年11月29日～2013年 5月28日	12.7%
第26計算期間	2013年 5月29日～2013年11月28日	17.5%
第27計算期間	2013年11月29日～2014年 5月28日	1.6%
第28計算期間	2014年 5月29日～2014年11月28日	15.3%
第29計算期間	2014年11月29日～2015年 5月28日	9.0%
第30計算期間	2015年 5月29日～2015年11月30日	△2.1%

第31計算期間	2015年12月 1日～2016年 5月30日	△6.4%
第32計算期間	2016年 5月31日～2016年11月28日	7.8%
第33計算期間	2016年11月29日～2017年 5月29日	15.1%
第34計算期間	2017年 5月30日～2017年11月28日	11.2%
第35計算期間	2017年11月29日～2018年 5月28日	8.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

	計算期間	収益率
第16計算期間	2008年 5月29日～2008年11月28日	△44.7%
第17計算期間	2008年11月29日～2009年 5月28日	14.3%
第18計算期間	2009年 5月29日～2009年11月30日	13.5%
第19計算期間	2009年12月 1日～2010年 5月28日	15.5%
第20計算期間	2010年 5月29日～2010年11月29日	9.3%
第21計算期間	2010年11月30日～2011年 5月30日	5.7%
第22計算期間	2011年 5月31日～2011年11月28日	△17.7%
第23計算期間	2011年11月29日～2012年 5月28日	22.5%
第24計算期間	2012年 5月29日～2012年11月28日	2.4%
第25計算期間	2012年11月29日～2013年 5月28日	38.5%
第26計算期間	2013年 5月29日～2013年11月28日	17.6%
第27計算期間	2013年11月29日～2014年 5月28日	1.3%
第28計算期間	2014年 5月29日～2014年11月28日	33.2%
第29計算期間	2014年11月29日～2015年 5月28日	13.9%
第30計算期間	2015年 5月29日～2015年11月30日	△2.8%
第31計算期間	2015年12月 1日～2016年 5月30日	△15.2%
第32計算期間	2016年 5月31日～2016年11月28日	9.9%
第33計算期間	2016年11月29日～2017年 5月29日	15.4%
第34計算期間	2017年 5月30日～2017年11月28日	11.7%
第35計算期間	2017年11月29日～2018年 5月28日	8.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第16計算期間	2008年 5月29日～2008年11月28日	18,623,768	852,961,032	7,740,516,740

第17計算期間	2008年11月29日～2009年 5月28日	82,929,618	524,397,418	7,299,048,940
第18計算期間	2009年 5月29日～2009年11月30日	2,231,043,172	2,718,819,165	6,811,272,947
第19計算期間	2009年12月 1日～2010年 5月28日	385,694,229	853,373,709	6,343,593,467
第20計算期間	2010年 5月29日～2010年11月29日	258,756,896	1,152,197,241	5,450,153,122
第21計算期間	2010年11月30日～2011年 5月30日	1,031,715,497	922,218,085	5,559,650,534
第22計算期間	2011年 5月31日～2011年11月28日	192,459,255	631,409,141	5,120,700,648
第23計算期間	2011年11月29日～2012年 5月28日	790,387,421	1,271,337,701	4,639,750,368
第24計算期間	2012年 5月29日～2012年11月28日	883,086,382	767,520,351	4,755,316,399
第25計算期間	2012年11月29日～2013年 5月28日	751,634,526	1,149,865,827	4,357,085,098
第26計算期間	2013年 5月29日～2013年11月28日	429,955,598	1,275,385,588	3,511,655,108
第27計算期間	2013年11月29日～2014年 5月28日	195,129,829	500,368,198	3,206,416,739
第28計算期間	2014年 5月29日～2014年11月28日	48,633,786	374,803,755	2,880,246,770
第29計算期間	2014年11月29日～2015年 5月28日	41,559,356	338,507,643	2,583,298,483
第30計算期間	2015年 5月29日～2015年11月30日	55,654,173	197,080,752	2,441,871,904
第31計算期間	2015年12月 1日～2016年 5月30日	134,566,145	248,291,729	2,328,146,320
第32計算期間	2016年 5月31日～2016年11月28日	125,883,298	339,529,125	2,114,500,493
第33計算期間	2016年11月29日～2017年 5月29日	774,060,847	238,784,263	2,649,777,077
第34計算期間	2017年 5月30日～2017年11月28日	58,931,804	756,135,946	1,952,572,935
第35計算期間	2017年11月29日～2018年 5月28日	482,529,908	176,635,168	2,258,467,675

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第16計算期間	2008年 5月29日～2008年11月28日	204,394,488	807,163,045	7,423,635,113
第17計算期間	2008年11月29日～2009年 5月28日	54,236,891	438,722,821	7,039,149,183
第18計算期間	2009年 5月29日～2009年11月30日	629,652,200	762,987,775	6,905,813,608
第19計算期間	2009年12月 1日～2010年 5月28日	498,347,805	871,662,778	6,532,498,635
第20計算期間	2010年 5月29日～2010年11月29日	563,305,353	653,783,744	6,442,020,244
第21計算期間	2010年11月30日～2011年 5月30日	3,489,673,953	1,389,331,393	8,542,362,804
第22計算期間	2011年 5月31日～2011年11月28日	893,714,079	920,164,542	8,515,912,341
第23計算期間	2011年11月29日～2012年 5月28日	1,588,980,202	3,133,938,881	6,970,953,662
第24計算期間	2012年 5月29日～2012年11月28日	714,876,347	1,496,161,634	6,189,668,375
第25計算期間	2012年11月29日～2013年 5月28日	1,853,442,839	2,113,210,356	5,929,900,858
第26計算期間	2013年 5月29日～2013年11月28日	2,348,968,313	2,106,523,414	6,172,345,757
第27計算期間	2013年11月29日～2014年 5月28日	2,773,154,121	1,368,307,533	7,577,192,345
第28計算期間	2014年 5月29日～2014年11月28日	1,354,687,000	2,023,255,560	6,908,623,785
第29計算期間	2014年11月29日～2015年 5月28日	2,126,580,306	2,401,915,544	6,633,288,547
第30計算期間	2015年 5月29日～2015年11月30日	754,527,486	1,102,827,084	6,284,988,949
第31計算期間	2015年12月 1日～2016年 5月30日	238,499,046	498,601,861	6,024,886,134
第32計算期間	2016年 5月31日～2016年11月28日	308,525,112	802,355,499	5,531,055,747

第33計算期間	2016年11月29日～2017年 5月29日	406,901,021	1,604,860,824	4,333,095,944
第34計算期間	2017年 5月30日～2017年11月28日	266,371,036	690,727,520	3,908,739,460
第35計算期間	2017年11月29日～2018年 5月28日	410,349,101	470,481,155	3,848,607,406

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2018年6月29日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

Aコース

2018年5月	150 円
2017年11月	100 円
2017年5月	30 円
2016年11月	0 円
2016年5月	0 円
設定来累計	280 円

Bコース

2018年5月	250 円
2017年11月	200 円
2017年5月	130 円
2016年11月	40 円
2016年5月	0 円
設定来累計	970 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）	
			Aコース	Bコース
1	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	8.1	8.1
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	7.9	7.9
3	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	7.3	7.3
4	ALPHABET INC-CL A	インターネットソフトウェア・サービス	6.5	6.5
5	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	5.6	5.6
6	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・用品	4.0	4.0
7	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	3.7	3.7
8	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	3.6	3.6
9	ADOBE SYSTEMS INC.	ソフトウェア	2.9	2.9
10	ROSS STORES INC	専門小売り	2.6	2.6

実質的な業種別投資比率（上位）

順位	業種	投資比率（%）	
		Aコース	Bコース
1	ソフトウェア	17.1	17.1
2	インターネットソフトウェア・サービス	15.4	15.4
3	インターネット販売・通信販売	13.0	13.0
4	半導体・半導体製造装置	10.7	10.7
5	コンピュータ・周辺機器	7.3	7.3



●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部　証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や取得申込単位が異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

また、スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する「米国NASDAQオープンAコース」または「米国NASDAQオープンBコース」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。※

※上記の取得申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

＜申込手数料＞

(ⅰ)取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ⅱ)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または１円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件30億円を超える一部解約は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2000年11月29日設定）。

（４）【計算期間】

原則として、毎年11月29日から翌年5月28日までおよび5月29日から11月28日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき50億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅴ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して

交付します。

(d)信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

(ⅰ)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ⅱ)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第３【ファンドの経理状況】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース
米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間(2017年11月29日から2018年5月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34期 (2017年11月28日現在)	第35期 (2018年 5月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,637,862	177,935,920
親投資信託受益証券	2,308,305,272	2,859,622,351
派生商品評価勘定	3,820,990	51,927
流動資産合計	2,403,764,124	3,037,610,198
資産合計	2,403,764,124	3,037,610,198
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	41,597,509	82,308,988
未払収益分配金	19,525,729	33,877,015
未払解約金	10,649,497	34,682,781
未払受託者報酬	1,266,174	1,409,060
未払委託者報酬	18,232,939	20,290,415
未払利息	123	356
その他未払費用	37,922	42,216
流動負債合計	91,309,893	172,610,831
負債合計	91,309,893	172,610,831
純資産の部		
元本等		
元本	1,952,572,935	2,258,467,675
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	359,881,296	606,531,692
（分配準備積立金）	939,432,073	1,028,534,044
元本等合計	2,312,454,231	2,864,999,367
純資産合計	2,312,454,231	2,864,999,367
負債純資産合計	2,403,764,124	3,037,610,198

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第34期 自　2017年 5月30日 至　2017年11月28日	第35期 自　2017年11月29日 至　2018年 5月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	268,223,784	232,806,756
為替差損益	△9,681,544	△3,214,791
営業収益合計	258,542,240	229,591,965
営業費用		
支払利息	15,128	12,070
受託者報酬	1,266,174	1,409,060
委託者報酬	18,232,939	20,290,415
その他費用	48,722	42,216
営業費用合計	19,562,963	21,753,761
営業利益又は営業損失（△）	238,979,277	207,838,204
経常利益又は経常損失（△）	238,979,277	207,838,204
当期純利益又は当期純損失（△）	238,979,277	207,838,204
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,507,702	11,339,258
期首剰余金又は期首欠損金（△）	196,565,791	359,881,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,334,382	117,156,709
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,334,382	117,156,709
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,964,723	33,128,244
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,964,723	33,128,244
分配金	19,525,729	33,877,015
期末剰余金又は期末欠損金（△）	359,881,296	606,531,692

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年11月29日から2018年 5月28日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第34期 2017年11月28日現在	第35期 2018年 5月28日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 1,952,572,935口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 2,258,467,675口
２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額　1.1843円	1口当たり純資産額　1.2686円
(10,000口当たり純資産額)　(11,843円)	(10,000口当たり純資産額)　(12,686円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
１.運用の外部委託費用	１.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である米国NASDAQオープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額　5,722,707円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	231,472,001円
収益調整金額	C	438,897,852円
分配準備積立金額	D	727,485,801円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,397,855,654円
当ファンドの期末残存口数	F	1,952,572,935口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,159円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,525,729円

当ファンドの主要投資対象である米国NASDAQオープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額　6,082,173円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	196,497,539円
収益調整金額	C	728,939,199円
分配準備積立金額	D	865,913,520円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,791,350,258円
当ファンドの期末残存口数	F	2,258,467,675口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,931円
10,000口当たり分配金額	H	150円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	33,877,015円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第34期 2017年11月28日現在	第35期 2018年 5月28日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の ３ デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 ２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日		第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日	
期首元本額	2,649,777,077円	期首元本額	1,952,572,935円
期中追加設定元本額	58,931,804円	期中追加設定元本額	482,529,908円
期中一部解約元本額	756,135,946円	期中一部解約元本額	176,635,168円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	201,801,155	182,233,074
合計	201,801,155	182,233,074

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第34期(2017年11月28日現在)				第35期(2018年 5月28日現在)			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,183,195,611	－	2,220,972,130	△37,776,519	2,718,816,829	－	2,801,073,890	△82,257,061
米ドル	2,183,195,611	－	2,220,972,130	△37,776,519	2,718,816,829	－	2,801,073,890	△82,257,061
合計	2,183,195,611	－	2,220,972,130	△37,776,519	2,718,816,829	－	2,801,073,890	△82,257,061

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式(2018年5月28日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年5月28日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド	1,354,308,478	2,859,622,351	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	1,354,308,478	2,859,622,351 100.0%	
合計				2,859,622,351	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34期 (2017年11月28日現在)	第35期 (2018年 5月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	139,850,714	180,045,250
親投資信託受益証券	5,328,293,599	5,590,322,709
流動資産合計	5,468,144,313	5,770,367,959
資産合計	5,468,144,313	5,770,367,959
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	78,174,789	96,215,185
未払解約金	6,802,487	26,294,005
未払受託者報酬	2,864,372	3,003,356
未払委託者報酬	41,246,895	43,248,290
未払利息	187	360
その他未払費用	85,865	90,042
流動負債合計	129,174,595	168,851,238
負債合計	129,174,595	168,851,238
純資産の部		
元本等		
元本	3,908,739,460	3,848,607,406
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,430,230,258	1,752,909,315
（分配準備積立金）	1,733,331,219	1,871,872,890
元本等合計	5,338,969,718	5,601,516,721
純資産合計	5,338,969,718	5,601,516,721
負債純資産合計	5,468,144,313	5,770,367,959

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第34期 自　2017年 5月30日 至　2017年11月28日	第35期 自　2017年11月29日 至　2018年 5月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	626,674,346	490,351,301
営業収益合計	626,674,346	490,351,301
営業費用		
支払利息	13,893	14,703
受託者報酬	2,864,372	3,003,356
委託者報酬	41,246,895	43,248,290
その他費用	85,865	90,042
営業費用合計	44,211,025	46,356,391
営業利益又は営業損失（△）	582,463,321	443,994,910
経常利益又は経常損失（△）	582,463,321	443,994,910
当期純利益又は当期純損失（△）	582,463,321	443,994,910
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	25,983,410	16,129,743
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,044,935,899	1,430,230,258
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,532,945	162,246,330
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,532,945	162,246,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	164,543,708	171,217,255
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	164,543,708	171,217,255
分配金	78,174,789	96,215,185
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,430,230,258	1,752,909,315

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、2017年11月29日から2018年 5月28日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第34期 2017年11月28日現在	第35期 2018年 5月28日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 3,908,739,460口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 3,848,607,406口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.3659円	1口当たり純資産額 1.4555円
(10,000口当たり純資産額) (13,659円)	(10,000口当たり純資産額) (14,555円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
１.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国NASDAQオープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 5,722,707円	１.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国NASDAQオープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 6,082,173円
２.分配金の計算過程	２.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	556,475,812円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	427,867,619円

収益調整金額	C	1,613,362,194円
分配準備積立金額	D	1,255,030,196円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,424,868,202円
当ファンドの期末残存口数	F	3,908,739,460口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,762円
10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	78,174,789円

収益調整金額	C	1,756,712,433円
分配準備積立金額	D	1,540,220,456円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,724,800,508円
当ファンドの期末残存口数	F	3,848,607,406口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,678円
10,000口当たり分配金額	H	250円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	96,215,185円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第34期 2017年11月28日現在	第35期 2018年 5月28日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日		第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日	
期首元本額	4,333,095,944円	期首元本額	3,908,739,460円
期中追加設定元本額	266,371,036円	期中追加設定元本額	410,349,101円
期中一部解約元本額	690,727,520円	期中一部解約元本額	470,481,155円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第34期 自 2017年 5月30日 至 2017年11月28日	第35期 自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	595,817,622	471,000,903
合計	595,817,622	471,000,903

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1　有価証券明細表
(1)株式(2018年5月28日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年5月28日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド	2,647,559,891	5,590,322,709	
	小計	銘柄数：1	2,647,559,891	5,590,322,709	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				5,590,322,709	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース」および「米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース」は「米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2018年 5月28日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	27,309,456
コール・ローン	63,529,889
株式	8,352,570,503

	(2018年 5月28日現在)
未収配当金	6,670,804
流動資産合計	8,450,080,652
資産合計	8,450,080,652
負債の部	
流動負債	
未払利息	127
流動負債合計	127
負債合計	127
純資産の部	
元本等	
元本	4,001,868,369
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,448,212,156
元本等合計	8,450,080,525
純資産合計	8,450,080,525
負債純資産合計	8,450,080,652

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2018年 5月28日現在	
1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1115円
(10,000口当たり純資産額)	(21,115円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年11月29日 至 2018年 5月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 5月28日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 5月28日現在	
期首	2017年11月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,951,668,239円
同期中における追加設定元本額	1,320,444,261円
同期中における一部解約元本額	1,270,244,131円
期末元本額	4,001,868,369円
期末元本額の内訳＊	
米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース	1,354,308,478円
米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース	2,647,559,891円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2018年5月28日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BEACON ROOFING SUPPLY INC	19,200	41.50	796,800.00	
		GENTEX CORP	32,800	23.49	770,472.00	
		HASBRO INC	9,600	87.64	841,344.00	
		JACK IN THE BOX INC	7,200	81.98	590,256.00	
		AMAZON.COM INC	3,800	1,610.15	6,118,570.00	
		BOOKING HOLDINGS INC	500	2,110.62	1,055,310.00	
		JD.COM INC-ADR	24,900	36.87	918,063.00	
		NETFLIX INC	5,000	351.29	1,756,450.00	
		ROSS STORES INC	24,000	77.34	1,856,160.00	
		ULTA BEAUTY INC	2,900	251.05	728,045.00	
		COSTCO WHOLESALE CORPORATION	5,700	198.36	1,130,652.00	
		MONSTER BEVERAGE CORP	14,400	49.66	715,104.00	
		PEPSICO INC	10,000	100.31	1,003,100.00	
		INTUITIVE SURGICAL INC	6,600	456.56	3,013,296.00	
		AMGEN INC	9,600	178.24	1,711,104.00	
		BIOGEN INC	4,100	286.21	1,173,461.00	
		GILEAD SCIENCES INC	8,100	67.38	545,778.00	
		SHIRE PLC-ADR	5,800	165.23	958,334.00	
		FIFTH THIRD BANCORP	52,700	31.36	1,652,672.00	
		AKAMAI TECHNOLOGIES	12,000	76.51	918,120.00	
		ALPHABET INC-CL A	4,600	1,084.08	4,986,768.00	
		FACEBOOK INC-A	23,000	184.92	4,253,160.00	
		MERCADOLIBRE INC	5,800	314.70	1,825,260.00	
		PAYPAL HOLDINGS INC	16,800	80.96	1,360,128.00	
		ADOBE SYSTEMS INC.	9,600	243.56	2,338,176.00	
		ELECTRONIC ARTS	11,500	131.85	1,516,275.00	
		FORTINET INC	18,200	60.37	1,098,734.00	

		MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	14,400	42.72	615,168.00	
		MICROSOFT CORP	63,800	98.36	6,275,368.00	
		SPLUNK INC	9,600	110.26	1,058,496.00	
		ULTIMATE SOFTWARE GROUP INC	2,900	265.47	769,863.00	
		CISCO SYSTEMS	33,600	43.26	1,453,536.00	
		APPLE INC	31,500	188.58	5,940,270.00	
		AMBARELLA INC	10,500	50.30	528,150.00	
		BROADCOM INC	6,700	250.03	1,675,201.00	
		INTEL CORP	60,000	55.44	3,326,400.00	
		NVIDIA CORP	11,800	249.28	2,941,504.00	
		SKYWORKS SOLUTIONS INC	7,200	100.37	722,664.00	
		CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,600	103.09	989,664.00	
		CME GROUP INC	11,800	159.60	1,883,280.00	
		NORTHERN TRUST CORP	13,400	106.61	1,428,574.00	
		VERISK ANALYTICS INC	9,600	106.10	1,018,560.00	
	小計	銘柄数：42			76,258,290.00 (8,352,570,503)	
		組入時価比率：98.8%			100.0%	
合計					8,352,570,503 (8,352,570,503)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年5月28日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＡコース

2018年6月29日現在

Ⅰ　資産総額	5,758,619,657円
Ⅱ　負債総額	2,796,234,858円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,962,384,799円
Ⅳ　発行済口数	2,318,398,225口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2778円

米国ＮＡＳＤＡＱオープンＢコース

2018年6月29日現在

Ⅰ　資産総額	5,923,057,935円
Ⅱ　負債総額	50,833,991円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,872,223,944円
Ⅳ　発行済口数	3,963,898,913口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4814円

（参考）米国ＮＡＳＤＡＱオープンマザーファンド

2018年6月29日現在

Ⅰ　資産総額	8,816,852,083円
Ⅱ　負債総額	524円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,816,851,559円
Ⅳ　発行済口数	4,097,388,168口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1518円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

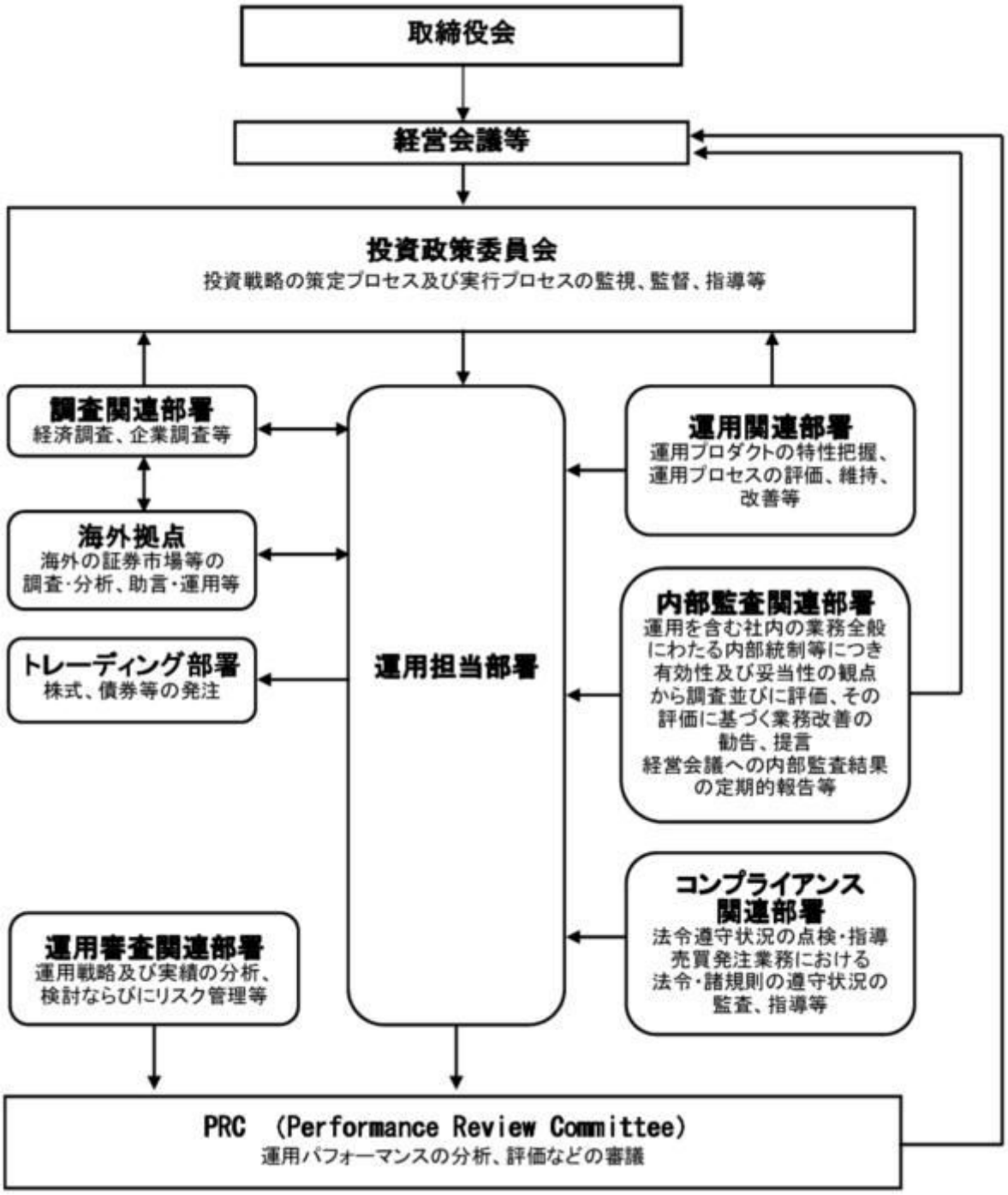
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年6月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	1,004	26,665,866
単位型株式投資信託	122	647,421
追加型公社債投資信託	14	5,592,272
単位型公社債投資信託	392	1,787,916
合計	1,532	34,693,475

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2017年４月１日から2018年３月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2017年３月31日)		当事業年度 (2018年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			127		919
金銭の信託			52,247		47,936
有価証券			15,700		22,600
前払金			33		0
前払費用			2		26
未収入金			495		464
未収委託者報酬			16,287		24,059
未収運用受託報酬			7,481		6,764
繰延税金資産			1,661		2,111
その他			42		181
貸倒引当金			△11		△15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	※２	377		348	
器具備品	※２	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	

その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		△0	
固定資産計			21,353		21,857
資産合計			115,419		126,906

		前事業年度 (2017年３月31日)		当事業年度 (2018年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	※１		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	※１		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090

負債・純資産合計			115,419		126,906

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自　2016年４月１日 至　2017年３月31日)		当事業年度 (自　2017年４月１日 至　2018年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			96,594		115,907
運用受託報酬			28,466		26,200
その他営業収益			266		338
営業収益計			125,327		142,447
営業費用					
支払手数料			39,785		45,252
広告宣伝費			1,011		1,079
公告費			0		0
調査費			26,758		30,516
調査費		5,095		5,830	
委託調査費		21,662		24,685	
委託計算費			1,290		1,376
営業雑経費			4,408		5,464
通信費		162		125	
印刷費		940		966	
協会費		76		79	
諸経費		3,228		4,293	
営業費用計			73,254		83,689
一般管理費					
給料			11,269		11,716
役員報酬	※２	301		425	
給料・手当		6,923		6,856	
賞与		4,044		4,433	
交際費			126		132
旅費交通費			469		482
租税公課			898		1,107
不動産賃借料			1,222		1,221
退職給付費用			1,223		1,119
固定資産減価償却費			2,730		2,706
諸経費			8,118		9,122
一般管理費計			26,059		27,609
営業利益			26,012		31,148

		前事業年度 (自　2016年４月１日 至　2017年３月31日)	当事業年度 (自　2017年４月１日 至　2018年３月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)

営業外収益					
受取配当金	※１	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
経常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	※３	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		△439
当期純利益			25,637		24,840

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2016年４月１日　至　2017年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							△38,407	△38,407	△38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△12,769	△12,769	△12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			△38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,308	△5,308	△5,308
当期変動額合計	△5,308	△5,308	△18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
４．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
５．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
６．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　平成30年２月16日）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成30年２月16日）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類１）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年３月31日)	当事業年度末 (2018年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年４月１日 至 2017年３月31日)	当事業年度 (自 2017年４月１日 至 2018年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17 ※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2 ※２．役員報酬の範囲額 (同左)

※３．固定資産除却損	
建物	-百万円
器具備品	0
ソフトウェア	9
合計	9

※３．固定資産除却損	
建物	4百万円
器具備品	0
ソフトウェア	53
合計	58

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2016年４月１日　至　2017年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

①配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年５月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	6,790円
基準日	2016年３月31日
効力発生日	2016年６月24日

②配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類　株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額	3,064百万円
１株当たり配当額	594円87銭
効力発生日	2016年10月27日

配当財産の種類　株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額	282百万円
１株当たり配当額	54円93銭
効力発生日	2016年10月27日

配当財産の種類　朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額	87百万円
１株当たり配当額	16円89銭
効力発生日	2016年10月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年５月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年３月31日
効力発生日	2017年６月23日

当事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年５月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年３月31日
効力発生日	2017年６月23日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年３月31日
効力発生日	2018年６月25日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2016年４月１日　至 2017年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2017年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

負債計	20,578	20,578	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計	91,843	-	-	-

当事業年度（自 2017年４月１日　至 2018年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度 （自 2016年４月１日 至 2017年３月31日）

１．売買目的有価証券(2017年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2017年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2017年３月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2017年３月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計	15,700	15,700	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016年４月１日　至 2017年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度 （自 2017年４月１日　至 2018年３月31日）

１．売買目的有価証券(2018年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2018年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2018年３月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2018年３月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年４月１日　至 2018年３月31日）

該当事項はありません。

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2016年４月１日　至　2017年３月31日)
１．採用している退職給付制度の概要 **当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。** **２．確定給付制度**

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	△634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	△562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	△16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	△2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	△2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	△394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2017年３月31日)		当事業年度末 (2018年３月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,345	賞与引当金	1,434
退職給付引当金	913	退職給付引当金	910
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	417
未払事業税	110	未払事業税	409
関係会社株式評価減	247	関係会社株式評価減	247
ゴルフ会員権評価減	212	ゴルフ会員権評価減	207
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	166	時効後支払損引当金	169
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払子会社役務提供費用	-	未払子会社役務提供費用	121
未払社会保険料	85	未払社会保険料	107
関係会社株式譲渡益	88	関係会社株式譲渡益	-
その他	274	その他	197
繰延税金資産小計	4,183	繰延税金資産小計	4,543
評価性引当額	△739	評価性引当額	△735
繰延税金資産合計	3,444	繰延税金資産合計	3,808
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	18	その他有価証券評価差額金	5
前払年金費用	804	前払年金費用	728
繰延税金負債合計	822	繰延税金負債合計	733
繰延税金資産の純額	2,621	繰延税金資産の純額	3,074
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%
タックスヘイブン税制	0.7%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2016年４月１日　至　2017年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2016年４月１日　至　2017年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	―	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等（*2)	787	未払費用	-

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3)	33,019	未払手数料	4,486

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１)　資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*２)　ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。
(*３)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１)　資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*２)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2016年４月１日 至　2017年３月31日）	当事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）
１株当たり純資産額　16,867円41銭 １株当たり当期純利益　4,977円49銭	１株当たり純資産額　16,714円33銭 １株当たり当期純利益　4,822円68銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　25,637百万円 普通株式に係る当期純利益　25,637百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　24,840百万円 普通株式に係る当期純利益　24,840百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

[重要な後発事象]

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited（エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」）の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社（以下「エイト証券」）の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証

券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＊　2018年6月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280百万円	
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
荘内証券株式会社	100百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
FFG証券株式会社	3,000百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	

明和證券株式会社	511百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

＊　2018年6月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. (ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク)	US$37,934,529	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会（SEC）に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

＊　2018年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

＜再信託受託者の概要＞

名称	：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
設立年月日	：2000年６月20日
業務の概要	：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	：2000年７月13日

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務※、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

※一般コースのみを取り扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行ないません。

(3)投資顧問会社

委託会社から「米国NASDAQオープンマザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.（ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク）の株式の100%を所有しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 2月20日	有価証券届出書
2018年 2月20日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

２０１８年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻　井　　雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　村　　健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０１７年４月１日から２０１８年３月３１日までの第５９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０１８年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は２０１８年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年7月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　志　保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　俊　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国NASDAQオープンAコースの2017年11月29日から2018年5月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国NASDAQオープンAコースの2018年5月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年7月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　志　保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　俊　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国NASDAQオープンBコースの2017年11月29日から2018年5月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国NASDAQオープンBコースの2018年5月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。